

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年3月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ気仙沼上田中店  
気仙沼市上田中一丁目8番地の6
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社久保家具店 代表取締役 久保 幸紀  
気仙沼市上田中二丁目3番地10
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗内の施設の運営方法に関する事項  
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  

	小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
変更前	株式会社ツルハ	午前10時	午後8時
変更後	株式会社ツルハ	午前7時	午前0時

  
②来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前：午前9時30分～午後8時30分  
変更後：午前6時30分～午前0時30分
- 4 変更の年月日  
令和6年2月22日
- 5 届出年月日  
令和6年2月19日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

7 縦覧期間

令和6年3月8日から令和6年7月8日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。